

入 札 公 告

除雪業務委託に係る入札を次のとおり行います。

本件は、少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上を含めて、除雪及び凍結防止剤散布業務を積算する業務です。なお、詳細は除雪業務特記仕様書によるものとします。

本件は、総価について、予定価格（総価、消費税及び地方消費税を除く）に 93/100 を乗じて得た額（千円の位を四捨五入、万円止め）を失格基準価格とします。なお、契約後確認調査は行いません。

令和 5 年（2023 年）9 月 28 日

長野県大町建設事務所長

記

1 業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 令和 5 年度 防災・安全交付金（除雪）・県単除雪事業に伴う除雪業務 |
| (2) 業務箇所名 | 小谷村ブロック 除雪 2 工区 （一）川尻小谷糸魚川線 |
| (3) 業務概要 | 車道除雪 L=5.5 km |
| (4) 委託期間 | 令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 5 月 10 日まで（債務負担行為設定済） |

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告〔共通事項〕の 1 で規定している資格を有しているとともに下記の資格を有していなければなりません。

- (1) 法人にあっては、北安曇郡小谷村内に本店又は営業所があるか、もしくは北安曇郡小谷村において過去 2 年以上道路法上の道路の車道除雪業務の実績を有していること。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区を受託できる。）
- (2) 個人にあっては、北安曇郡小谷村内に公告日までに 1 年以上居住している者、もしくは北安曇郡小谷村内において過去 2 年以上道路法上の道路の車道除雪業務の実績を有している者であること。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区を受託できる。）
- (3) 公告で示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できること。

- (4) 前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（施工体制確認型契約方式を含む。）を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指導を受けていない者であること。

3 事務手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等のホームページへの掲載及び閲覧	令和5年9月28日（木）から	発注機関ホームページアドレス https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiken/index.html 大町市大町 1058-2 大町建設事務所 総務課
質問書の受付	令和5年9月28日（木）から 令和5年10月6日（金）まで 7日間	大町市大町 1058-2 大町建設事務所 総務課 FAX 番号 0261-23-6568 発注機関のメールアドレス omachiken-somu@pref.nagano.lg.jp
受託希望工区及び受託資格要件審査書類の提出	令和5年9月28日（木）から 令和5年10月11日（水）まで	大町市大町 1058-2 大町建設事務所 総務課

- 注) 1 設計図書等とは、当該業務に係る金抜設計書、入札心得、契約書（案）、除雪業務特記仕様書及び除雪業務実施要領を指します。
- 2 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

4 その他の入札に関わる事項

- (1) 除雪業務委託に係る競争入札公告〔共通事項〕及び「入札心得」に示すとおりです。
- (2) 予定価格を下回った者のうち、予定価格の制限の範囲内で総価における最低価格を提示した者を落札者として決定します。ただし、総価について失格基準価格を下回る入札者を除き、予定価格の制限の範囲内における最低価格入札者を落札者とします。

5 入札担当（問い合わせ先）

大町建設事務所 総務課 大町市大町 1058-2 TEL0261-23-6531 担当 宮島